仕　様　書

１．工事名称

トイレ洋式化改修工事

２．工事場所

千葉県佐倉市大蛇町７９０番地４　（さくら斎場）

３．履行期間

契約日から平成２７年１０月３１日まで

４．工事概要

女子トイレ洋式化改修工事及びトイレ等照明設備のLED化改修工事が主となる。

（１）1F・2F女子用和式トイレ各２台を洋式トイレに改修する。

①　工事箇所は、１階女子トイレ２台及び２階女子トイレ２台とする。
（別紙「図面番号①～④」参照）

②　工期の短縮化を図るため、TOTOリモデル工法を採用する。

③　ブース扉は既設のままとするため、コンパクト型の洋式便器とする。

④　便座は、暖房及び洗浄機能並びに擬音装置付き（要配線工事）とする。

（２）トイレ等の照明設備をLED化し、センサーによる自動点灯に改修する。

工事箇所は、下記のとおりとする。（別紙「図面番号⑤～⑪」参照）

①　1F・2F男子トイレ

②　〃　女子トイレ

③　〃　共用トイレ

④　〃　トイレ通路

⑤　〃　自動販売機コーナー

（３）その他工事

①　既設紙巻器撤去及び移設工事

②　既設手すり及び擬音装置（音姫）撤去工事

③　手すり設置工事

④　既設紙巻器、擬音装置（音姫）及び手すりのビス穴補修

⑤　床タイル改修工事

改修箇所の女子トイレ床面に施工されている仕上げタイルは、既に廃番となっているため、既設の仕上げタイルと同等以上のもの及び意匠的に合うものを選定し、発注者の了承を得ること。

⑥　電気配線工事

トイレブース内のコンセント工事については、ブースの材質や色調にあわせて、できる限り目立たないように配線処理を行うこと。

⑦　点検口新設（2F男子トイレ、2F女子トイレ、2F自動販売機コーナー）

５．工事日程

① 協議により決定する。

② 本工事は、できる限り、工期を早めに完了するよう努めること。

③ 本工事の期間中は、1F・2Fの男子トイレ又は1F・2F女子トイレが使用出来ない工程は避け、できる限り使用出来るように工程を組むこと。

④ 本工事は、夜間の工事が主となる。作業時間は、さくら斎場の休場日（友引日）前日の午後５時から休場日（友引日）の午後１時の間に行うこと。ただし、女子トイレの便器改修工事については、夜間のみの工事が困難であることから、協議により工程を組むこと。（別紙「トイレ洋式化改修工事工程表案」参照）

⑤ 特に大がかりな作業（騒音・振動・粉じん等）は、事前に発注者の了解を得てから行うこと。

⑥ 本工事の作業に当たっては、さくら斎場の業務運営に支障を来すことのないよう配慮すること。

６．衛生器具等の選定及び台数

選定する衛生器具等は、TOTO製とする。選定する衛生器具等以外とする場合は、互換性等設置上問題が無いか十分確認すること。また、同等品以上の性能を有するものとする。

（別紙「設計書」・「図面番号④」参照）

（１）メーカー　　ＴＯＴＯ

① 便　器（４台）：パブリックコンパクト便器　自動フラッシュバルブ式

② 便　座（４台）：ウォシュレットＰＳ２Ａ
（エコリモコン、洗浄機能及び擬音装置付き）

③ 手すり（４台）：多用途用手すり

※ 衛生器具等の色番については、発注後に別途指示する。

７．照明器具等の選定及び台数

選定する照明器具等は、パナソニック製とする。選定する照明器具以外とする場合は、互換性等設置上問題が無いか十分確認すること。また、同等品以上の性能を有するものとする。

（別紙「設計書」・「図面番号⑨～⑩」参照）

（１）メーカー　パナソニック

（２）ＬＥＤ照明器具

① XLX410NEVC LE9（３４台）・・・既設：A41（直付型40型）

② XL229LTFK LE9（　４台）・・・既設：A21（直付型20型）

③ XNDN1068WV LE9（２６台）・・・既設：a27（LDLﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ 100型）

④ NNFG42991J LE9（　２台）・・・既設：J4E（LDL40×2非常灯W300埋込3800lm）

（３）天井センサー

① 親　機　WTK24819（１４台）

② 子　機　WTK2910（１６台）

※ 保安用照明が８台設置されているため、負荷増設ユニットが８台必要となる。

８．既設設備の撤去・処分等

（１）関係法令に従い、適切に撤去・処分すること。

（２）撤去した衛生器具等及び照明設備等は、処分のマニフェスト（写し）を提出すること。

９．その他

（１）落札後、納入する衛生器具等及び照明設備等の一覧表を提出し、必ず承認を受けること。

（２）工事用の電気及び水は支給する。

（３）本工事に係る一切の費用を含むこと。

本仕様書に記載のないものであっても、付帯的に実施しなければならないものは、契約額の範囲内において誠実に実施すること。

（４）仕様書、設計書及び図面等に記載されていない施工上の疑義等については、担当者と協議の上、施工すること

（５）衛生器具等及び照明設備等の搬入や設置等の作業の際は、施設に汚損を与えないよう養生等を施すこと。汚損を与えた場合には、請負者の責任において修復すること。

（６）設置工事後、全ての機器について動作確認を行い、その結果を報告すること。

（７）工事完了後、完成図書（工事写真、仕様表、取扱説明書等）を提出すること。

（８）関係・関連法規を遵守すること。

（９）メーカーの定める施工方法等から逸脱しないこと。

(10) 各書類は、日本語であること。

(11) 安全に配慮して作業を行うこと。

(12) 施設の特性を理解し、利用者等に十分配慮すること。

10．保証

工事完了後、１年以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合、請負者は無償で修理又は交換を行うものとする。

11．支払い

請求書受理後、４０日以内に支払うものとする。